

○財務省告示第九十四号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、令和
元年七月二十二日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
令和元年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百四十六回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適
用等
四 発行方法

社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七							六							五				
額最		口	イ	払込金					口	イ	発					口	イ	方募		
低額	行争非者特国入価	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	行争非者特国入	
金額	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	札格第I加場行争	
五万円																				

「国債市場特別参加者・第I非
格競争入札発行」という。」

各申込みの範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。
各申込みの応募額を割り当てる。
各申込みの応募額を割り当てる。
各申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で七千六百八十億円
額面金額で三兆五千九百七十
万円

三兆五千九百五十
億九千九百五十
万円

五万円

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	令和元年七月二十二日	額五毛以上のそれぞれ百円三銭二	格厘五毛	額百円につき百円三銭五	厘一毛	令和元年十月二十一日	たただし、償還期が銀行休業日に	当たらるときは、その翌営業日に	償還金を支払う。	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	令和元年七月二十二日	払込期日	者入札参加	場所参加	元金支払額	償還金額	十二	償還期限	争入札発	非価格競	者第I	特別参加	国債市場	ロ	イ	十一	発行情格	入札発行情	十	振替単位
---	------	----------------	----------------	----------------	-----	------------	-----------------	------	-------------	-----	------------	-----------------	-----------------	----------	-------------	------	---------------	------------	------	-------	------	-------	------	----	------	------	------	-----	------	------	---	---	----	------	-------	---	------